

【全ト協】令和3年度 準中型免許取得助成事業の実施について

全日本トラック協会では、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者に準中型免許を取得させる際の支援を行います。

1. 予算額（全国）

1億円

2. 助成対象

以下の準中型免許取得のために指定自動車教習所等にかかる費用

(1) 準中型免許の取得

(2) 5トン限定準中型免許の限定解除

※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和2年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

3. 助成額

上記(1) 40,000円 上記(2) 25,000円

※ただし、1会員あたりの助成上限は20万円まで

※運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

4. 実施期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

※上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

5. 交付要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ① 当該事業者が、令和2年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和2年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

6. 申請に必要な書類

1. 準中型免許取得助成申請書
2. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し（会社負担分）
3. 健康保険証の写し
4. 運転免許証の写し（表・裏）
5. 運転者として在籍していることを確認するもの
（運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し のいずれか）

【お問い合わせ】（一社）静岡県トラック協会

TEL：054-283-1910